

1. 信濃川水系河川整備計画の概要

[河川整備計画の策定：平成26年1月]

本計画は、河川法の三つの目的が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成20年6月に策定された「信濃川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画である。

[河川法の三つの目的]

- 1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

[計画の対象区間]

信濃川水系における国土交通省の管理区間(大臣管理区間)を対象とする。(図1のとおり)

[水系の区分]

- 上流部：長野県内の千曲川流域
- 中流部：新潟・長野県境から大河津分水路までの流域
- 下流部：大河津分水路から下流の流域

[計画の対象期間]

本計画は、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は、計画策定時より概ね30年間である。

[河川整備計画の変更：平成27年1月]

大河津分水路改修について、これまでの調査検討を踏まえ、拡幅形状等の案をとりまとめた。これを受け、大河津分水路改修に関する整備の実施について記載された附図を変更。

[河川整備計画の変更：令和元年8月]

前回変更以降の事業調整及び協議進捗、近年の豪雨に対する取り組み、整備完了箇所等の時点修正を踏まえて変更。

計画対象区間位置図(図1)



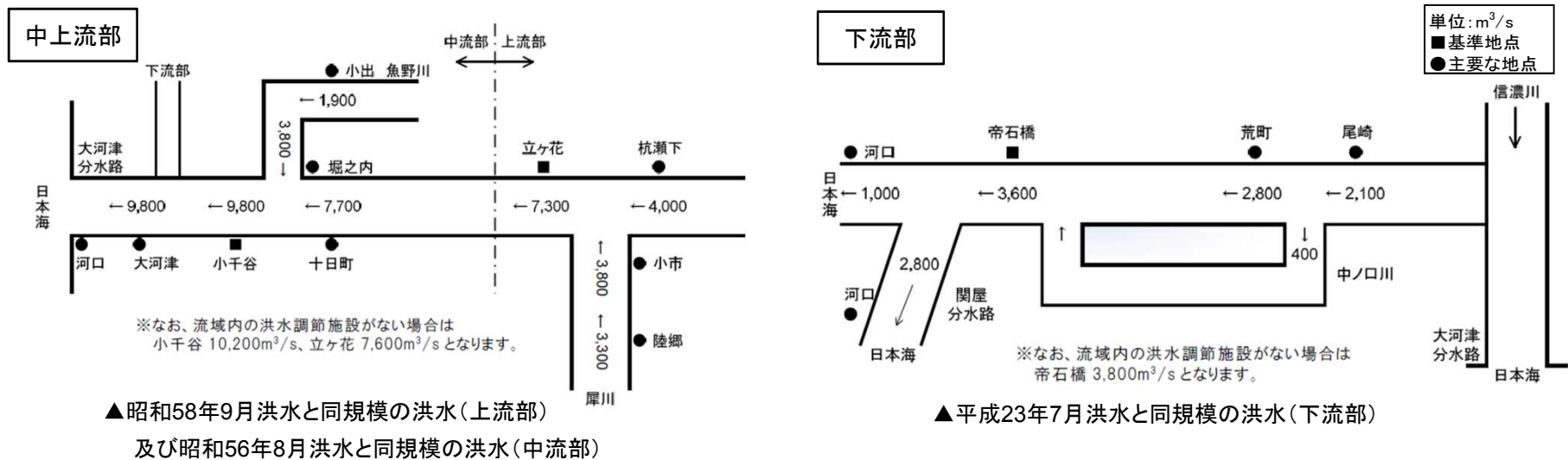
1. 信濃川水系河川整備計画の概要

「北アルプスからの清流を湛え、豊穡な大地の礎をなす悠久なる大河信濃川を守り、活かし、未来に伝える川づくり」を目指し、温暖化等、長期的な気候変動に注視しつつ、治水・利水・環境に係る施策を展開します。

[洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標]

[災害の発生の防止又は軽減]

- ・水系一貫となって災害防止・被害最小化を図る観点から、上下流、本支川バランスを確保し、県境区間や支・派川等の整備に関する情報を共有するなど、関係する河川管理者と連携を図りつつ水系全体として治水安全度の向上を図ります。
- ・河川整備基本方針で定めた目標に向けて、現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生の防止又は軽減を図ります。



[河川管理施設の適切な維持管理]

[水防、避難に資する適切な情報提供等]

[河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標]

- [流水の適正な利用及び正常な機能の維持]
- [良好な水質の維持]
- [保全な水循環系の確保]

[河川環境の整備と保全に関する目標]

- [河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全]
- [良好な景観の維持・形成]
- [人と河川との豊かなふれあいの確保]
- [河川空間の適正な利用と保全]